

皆様いかがお過ごしでしょうか^^

雨の日が続きますね(><)でも、温度が下がったので割と快適だったりします^^

さて、本日は贈与税の改正についてお知らせします。本年は下記の重要な改正が3つありました。

- (1)インボイス 令和5年10月1日より
- (2)電子帳簿保存法 令和6年1月1日より
- (3)贈与税の改正 令和6年1月1日より

(1)と(2)につきましては、事業者にとってマイナスのメニューですが、(3)につきましては事業者にとってメリットもある項目です。

もし、父母・祖父母から贈与を受ける可能性がある方はご検討を頂ければと思います。

1 相続時精算課税制度が使いやすくなった!!!

税務上の贈与には「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」がございました。このうち、相続時精算課税制度は特殊な贈与で、**税務署に届出を提出し、贈与を始める**ものです。

この制度を使用した場合、**2,500万まで贈与税がかかりませんが、相続時に相続財産に贈与した財産の価額を加算する必要があります**。例えば、相続時精算課税制度を使用して2,000万贈与した場合、**通常かかる贈与税585万円は免除**されますが、**相続税の申告時に相続財産に2,000万を加算**する為、相続税が増加することとなります。つまり、相続税の先延ばし制度でありました。(うまく利用すれば節税になります。)又、この制度を使用すると、全ての贈与について申告

が必要で**理論上は1円の贈与でも申告が必要**でした。さらに、一旦相続時精算課税制度を使用すると通常の暦年課税戻れません…以上のようにメリット以上にデメリットが多いことから平成15年に制度新設後、なかなか利用者が増えない状況でありました。しかし、令和5年税制改正で大きなメスが入ることとなります。なんと、**相続時精算課税制度にも110万の基礎控除が導入!**されることとなりました。これは非常に大きな改正です。例えば、相続時精算課税制度を選択し贈与を実行した後、追加で80万の贈与をした場合、申告が必要の上、相続財産に加算する必要がありました。しかし、**令和6年の贈与より基礎控除額以下の贈与の場合には申告不要**でしかも、**相続財産に加算する必要がなくなった**のです。同じ時期の改正で通常の暦年贈与につきましては、改悪されています。その為、相続時精算課税制度を利用するインセンティブが多くなったといえます。

2 ただし、従来通り注意が必要

ただし、いくら使い勝手が良くなったかといって、**相続時精算課税制度には多数の注意点が多数あります**。一度、相続時精算課税制度を選択すると暦年贈与には戻れませんし、不動産などの価値の変動のある資産につきましては今後の推移により不利になる可能性もあります。又、相続時に小規模宅地の特例が使用できなくなる、110万を越える贈与については相続財産に加算などのデメリットもあります。

十分に注意して有効に「相続時精算課税制度」を利用して頂ければと思います。